

平成30年7月27日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長

激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例等に係る取扱いについて

平成30年7月豪雨等が激甚災害に指定されたこと等に伴い、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について、平成30年7月27日職発0727第5号「激甚災害及び雇用保険の特例措置の指定について」（以下「局長通知」という。）が発出されたところであり、その事務の取扱いについては、下記のとおりとする。

被災事業所から休業票の発行依頼があった場合には、最優先で手続きを行うようお願いするとともに、公共職業安定所（以下「安定所」という。）間での連携や都道府県労働局（以下「労働局」という。）による必要な支援を行うなど、最大限の配慮をお願いする。

記

1 災害救助法の適用に伴う雇用保険の特別措置及び激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について

災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置（以下「災害特例」という。「雇用保険業務に関する業務取扱要領」（以下「業務取扱要領」という。）51751-51800 参照。）は、災害救助法の適用地域にある事業所が災害により休止又は廃止したために一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給でき、一方、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例（以下「激甚特例」という。業務取扱要領 51701-51750 参照。）は、事業所が災害を受けたことにより休止又は廃止したために休業を余儀なくされ賃金を受けることができない状態にある方について、雇用保険の基本手当を受給できるものであることに留意すること。

詳細については、業務取扱要領や別表を確認すること。

2 災害による休止又は廃止の判断について

災害特例及び激甚特例は、事業所が災害により休止又は廃止したことが前提となるが、これらの特例措置は被保険者の目下の生活維持を目的としたものであるため、休止又は廃止が災害によるものかの判断にいたずらに時間をかけるべきではなく、迅速に事務処理を行うことが最優先される。

当該判断は業務取扱要領 51702(2)のとおり取り扱うこととするが、こうした点及び平成 30 年 7 月豪雨等の被害の大きさに鑑み、事業所が激甚災害法の指定地域（災害救助法の適用地域）及びその隣接する地域内（以下「指定地域等」という。）に所在することを確認し、明らかに当該休止又は廃止が災害によるものではない（災害発生以前から休業が予定されていた等）場合を除いては、災害と直接の因果関係が存在する休止又は廃止と広く判断して差し支えないこと。

3 雇用保険の特例措置に係る給付の取扱い

(1) 激甚特例地域に係る給付制限期間の取扱いについて

雇用保険法第 33 条第 1 項の給付制限の解除については、以下のとおり取り扱う。

- ① 平成 30 年 7 月 5 日（当該適用日がこの日後である地域については、当該地域ごとにその適用日。以下「適用日」という。）現在、待期の満了後給付制限期間中の者であって当該給付制限期間が 1 か月を超えて経過した者については、業務取扱要領 52205(5)ホのとおり、適用日以後の失業の認定を可能にすること。

なお、この取扱いに当たっては、当該受給資格者に関し、支給台帳基本項目変更票（帳票種別 10250）により、①欄に支給番号及び⑤欄の新離職理由に「33」（正当な理由のある自己都合退職）を入力し、給付制限措置を解除する。その上で、適用日以後の失業の認定を行う。

この失業の認定に当たっては、当該受給資格者の来所日を認定日として認定し、当該認定日の前日から遡って適用日までの間の失業の認定を行うこととするが、当該認定可能な期間は 28 日を限度とする。

- ② 適用日現在、受給資格決定前、受給資格決定後待期中又は待期の満了後給付制限期間中の者であって当該給付制限期間の経過が 1 か月を超えていない場合は、当該 1 か月経過後の期間について失業の認定を可能とする。

なお、この取扱いに当たっては、受給資格決定前の者については、当初より離職理由に「45」又は「55」を入力し、また、受給資格決定後の待機中又は待機の満了後給付制限期間が 1 か月を超えない場合は、支給台帳基本項目変更票により離職理由を「45」又は「55」に変更し、給付制限を解除することとするが、実際の失業の認定は待期満了後 1 か月経過した後の期間のみの失業の認定を行い、当該本来の給付制限期間の 1 か月の間についての失業の

認定は行わないこととするので留意する。

- ③ 離職理由が45及び55の者については、給付制限期間が1か月であるため、特に処理の必要はない。

本取扱いについては、別紙1のリーフレットにより周知するとともに、各安定所で対象者の把握を行い、電話連絡等により個別に周知・案内を行い、来所を促すとともに、来所した場合は認定日を再指定すること。

なお、激甚災害発生時には激甚災害法の指定地域（以下「指定地域」という。）内に居住していたが、実際の失業の認定は指定地域外の安定所で受けている受給資格者については、住民票等により、適用日時点で指定地域内に居住していたか否かを確認することとする。

(2) 個別延長給付に係る取扱いについて

個別延長給付の支給決定に当たって、応募要件については、業務取扱要領52371のとおり取り扱うこと。

なお、激甚特例対象者及び災害特例対象者であっても、業務取扱要領52371(1)ロ(ロ)b(やむを得ない理由なく不出頭)に該当する場合は個別延長給付の対象としない。

(3) ボランティア活動に係る取扱いについて

ボランティア活動に係る失業の認定の取扱いについては、以下のとおり取り扱う。

① ボランティア活動に係る認定日変更について

ボランティア活動に係る認定日変更の取扱いについては、平成30年7月9日付け雇用保険課長補佐（業務担当）事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」（以下「補佐事務連」という。）の記2(1)に示しているところであるが、公的機関又はその他の機関が募集する標記災害に係る指定地域等を支援するボランティア活動に受給資格者が参加する場合は、業務取扱要領51351(1)ロ(7)の「社会通念上やむを得ないと認められるもの」に該当するものとして認定日変更の取扱いを行うこと。この取扱いは、受給資格者の本来の住所又は居所を管轄する安定所で行うこととなるが、受給資格者から事後に認定日変更の申し出があった場合でもあっても差し支えないこと。

なお、当該ボランティア活動に参加する期間が引き続いて30日以上である場合には受給期間の延長を行うものであるが、この場合のボランティア活動は公的機関以外の機関が募集したものであっても差し支えないものとする。

② ボランティアであることの判断

休業事業所が作業を依頼した場合でも、有償・無償を問わず、次のいずれにも該当するボランティアであれば、失業の認定を行い、基本手当を支給することができる旨を別紙2のリーフレットにより周知すること。ボランティアであることの判断は、失業認定時の雇用保険受給者の申告に基づき行うこととし、不正受給の疑いがない限り、関係資料の提出、事業主への聴取による確認を行う必要はないこと。

- a. 作業依頼を拒否することができること。
- b. 作業時間、休憩、帰宅等の時間を自由に決められること。
- c. 有償の場合でも、交通費等の実費弁償や少額の謝礼等のみであること。

③ 有償ボランティアの取扱い

有償ボランティアの取扱いについては、業務取扱要領 51255(5)イ(ニ)及びロ(イ)によるものであるが、以下の取扱いに特に留意すること。

- a. 交通費等の実費弁償は「自己の労働による収入」には含まれず、基本手当の減額の対象とはならないこと。
- b. 実費弁償以外の謝礼等の収入が控除額（1,287 円(平成 29 年 8 月 1 日時点。平成 30 年 8 月 1 日以後は 1,294 円)）までである場合には、基本手当の減額が行われないこと。

(4) 手続の弾力的取扱いについて

災害特例及び激甚特例は、受給資格者の置かれた厳しい状況に鑑み、迅速な支給を第一とすること。

このため、激甚特例の場合も、補佐事務連により、認定日変更の取扱いの弾力的運用、給付関係手続や手続きを行う安定所の弾力的運用、失業の認定における弾力的取扱い等を行うこと。

これに加えて、管轄安定所又は他所への来所が困難であるものの所定の失業認定日の認定を希望する受給資格者がいれば、当分の間、暫定的に郵送により失業認定申告書を所定の認定日安定所宛て送付させることでも可能とすること。

4 激甚特例に係る適用の取扱い

(1) 激甚特例の対象事業所及び労働者

激甚特例については、指定地域内に所在し、平成 30 年 7 月豪雨等による災害を受けたため、やむを得ず事業を休止又は廃止した事業所に雇用される労働者が対象となるが、事業所が指定地域外に所在していても、労働者が実際に就業している場所（店舗、建設現場、請負場所などで非該当施設か否か問わない。）が指定地域内にあり、当該就業場所が災害を受け休止又は廃止した場合も対象になる。

また、労働者派遣事業については、①指定地域内に所在する派遣元事業所

が直接の被害を受けたことによって休止又は廃止した場合（派遣労働者の派遣先は指定地域内に限らない）はもとより、②派遣元事業所は指定地域内に所在していなくても、派遣労働者が就業している派遣先事業所が指定地域内に所在し、災害を受け休止又は廃止した場合も激甚特例の対象になる。

なお、激甚特例は、事業所の全ての事業が休止又は廃止した場合だけでなく、一部の事業に限って休止又は廃止となった場合も、その一部の事業に従事していた労働者は特例の対象になる。

(2) 事業主等が行う激甚特例に係る休業証明書の関係手続

被災者の生活の安定を図るために、迅速に手続きを行う必要があることから、業務取扱要領のほか、次による取扱いを行うこととする。

① 休業の申請

雇用する労働者が激甚特例に係る措置を利用する場合には、事業主は激甚災害法に基づく指定があった日（以下「指定日」という。）（平成 30 年 7 月 27 日。休業の最初の日が指定日後である場合には休業開始日）から 30 日以内に休業証明書を事業所管轄安定所長に提出することとされているが、被災等により届出期限を超えての提出とならざるを得ない場合が予想されることから、届出期限経過後であっても受理すること。

なお、休業証明書用紙については、業務取扱要領 51703(3)ロ(イ)に基づき、雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書を用いて使用することとするが、使用にあたっては、余白に「休業」の表示（赤色）をすることにより、休業証明書として活用すること。

その際、離職理由等の休業証明書としては記載が不要な項目については必ず斜線を引いた上で使用することとし、別紙 3 の記載例を本省 HP に掲載するので、適宜各労働局 HP にもリンクを掲載する等事業主等への周知を図ること。

② 休業の確認

事業主等より休業証明書が提出された場合には、当該事業所が指定地域内（ただし、(1) のとおり事業所が指定地域内に所在していない場合でも対象になる場合があることに留意）にあることを確認すること。

また、休業証明書には賃金台帳その他の休業の日前の賃金の額を証明できる書類（以下「賃金台帳等」という。）を添えて提出することが必要であるが、迅速に処理を行う必要があることから、関係書類との照合を省略して差し支えないこと。

なお、事業所の被災等により賃金台帳等が滅失したため、休業証明書の作成ができない場合には、別紙 4 の疎明書（事業主用）を活用して、休業証明書の作成及び休業票の交付を行うこと。

休業者から賃金額に記載誤りがある旨の申立てを受けた場合には、賃金

台帳等との照合を行うほか、必要に応じて事業主等への確認が必要になることに留意すること。

なお、休業証明書の手続において、所定給付日数の決定に当たっての離職区分のコードは、便宜上「3 B」として取り扱うとともに、喪失原因は4とすること。

③ 休業票の作成・交付

休業票の作成・交付に当たっては、迅速に作成し事業主等に交付すること。

④ 提出先安定所の取扱い

休業証明書の提出及び休業票の作成・交付は、事業所管轄安定所において提出することを原則としているが、事業所が被災している等により、事業所管轄安定所に提出することができない場合には、別の安定所への提出を認めるほか、本社等が事業所に代わって本社等管轄の安定所に提出することとして差し支えないこと。

これに伴い事業所管轄安定所以外の安定所で届出を処理する場合には、事業所管轄安定所以外の安定所は事業所管轄安定所と連絡調整を行いつつ、事業所管轄安定所に代わり、適宜、代行入力を行う必要があることに留意すること。

なお、事業者が休業者に休業票を交付することが困難な場合には、安定所は休業票の交付を直接休業者に対して行うこととするが、その場合には事業所に対してその旨の連絡をしておくこと。

また、安定所間において、休業票を送付する事由が生じた場合には、ハローワークシステムのメール機能等を用いて送付すること。

(3) 事業主等による休業証明書の提出が困難な場合の取扱い

事業所が被災等により休業証明書の提出が困難な場合には、休業者自ら休業票の交付申請を行うこととし、休業者には雇用保険被保険者本人であることの確認書類（マイナンバーカードなど）及び賃金額を確定するための資料（給与明細票）などの持参を求めるとともに、事業主等に確認するなどにより職権により休業票を作成すること。

なお、休業者が賃金額を確定するための資料等を所持していない場合には、別紙5の疎明書（適宜修正可能。）を活用して休業証明書の作成及び休業票の交付を行うこと。

(4) 事業主等への周知

激甚特例に係る事業主が行う手続について、別紙6のリーフレットを安定所内に掲示するとともに事業主等に配布するなどにより周知を行うこと。

以上

別表 災害特例と激甚特例

	通常 of 取扱い	災害特例	激甚特例
対象	—	災害により事業所（災害救助法指定地域及び激甚災害を受けた政令で定める地域（平成 30 年 7 月豪雨等により指定を受けた地域）に隣接する地域内）に所在）が休廃止したため一時的に離職を余儀なくされた者	激甚災害により事業所（激甚災害を受けた政令で定める地域（平成 30 年 7 月豪雨等により指定を受けた地域）に所在）が休廃止し、労働の意思及び能力を有するにも関わらず賃金を受けることができない者（政令による指定期日（平成 30 年 7 月豪雨等は平成 31 年 5 月 19 日）までの措置）
事業所との雇用関係	なし	なし（雇用予約あり）	あり
求職申込み	要	要	不要
使用する帳票	離職票	離職票（災表示）	休業票
失業認定における求職活動実績	要（※ 1）	不要（失業認定日への出頭は必要）	不要（失業認定日への出頭は必要）
手続安定所（※ 2）	住居所管轄所	住居所管轄所	事業所管轄所
所定給付日数	離職理由による	特定受給資格者扱い（離職区分 1 B）	特定受給資格者扱い（離職区分 3 B）
個別延長給付	特定受給資格者及び特定理由離職者（正当な理由のある自己都合離職者を除く）が対象	対象	対象
その他	—	—	高年齢被保険者及び短期雇用特例被保険者は一般被保険者とみなして特例基本手当を支給 休業終了後又は指定期日の翌日（平成 30 年 7 月豪雨等は平成 31 年 5 月 20 日）から被保険者資格を再取得（事業主による資格取得届提出が必要）

※ 1 災害に伴うやむを得ない理由により認定対象期間に実施を予定していた求職活動を行うことができたと認められる場合は、当該活動を実施していたとみなす（平成 30 年 7 月 9 日付け雇用保険課長補佐（業務担当）事務連絡「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」の記 2（4））。

※ 2 避難先など住居所管轄所以外の安定所でも手続可能（同事務連絡の記 2（3））。

【平成30年7月豪雨等に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限を受けている（受ける）方（退職理由が自己都合などの方）は、「給付制限期間の短縮」により給付開始時期が早まります。

激甚災害発生日（※1）時点で、当該被災地域に居住している方であって、災害発生前から平成31年5月19日までに離職した方のうち、雇用保険求職者給付の給付制限期間が3か月の方（※2）は、給付制限期間が短縮（3か月⇒1か月）される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

※1 地域ごとに災害救助法の適用となった日

※2 雇用保険受給資格者証の15欄（「給付制限」）に「3ヶ月」と印字されている方が対象となります。

① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日（「雇用保険受給資格者証」に記載があります）に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日（待期満了後1か月経過していない方は、1か月経過した日の翌日から来所日の前日）までの分（28日分が上限）の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方

- 待期満了後1か月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内に居住していた方が対象です。災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

休業中の方がボランティアをした場合について

【ボランティアに該当する場合】

休業事業所から作業を依頼された場合でも、有償・無償を問わず、次のような「ボランティア」に該当する場合は、失業給付の基本手当が受給できます。

- ①作業依頼を拒否することができること
- ②作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること
- ③有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること

【有償ボランティアの場合】

交通費等の「実費弁償」は「少額の謝礼」に含まれず、支払われたとしても基本手当は減額されません。

「少額の謝礼」が支払われた場合の取扱は次のとおりです。

1 1日1, 294円までの場合

1日1, 294円までの謝礼であれば、基本手当は全額受給できます。

2 1日1, 295円以上の場合

ボランティアの謝礼－1, 294円・・・A

- ① $A + \text{基本手当日額} \leq \text{賃金日額の} 80\%$
・・・基本手当は全額受給可能
- ② $A + \text{基本手当日額} > \text{賃金日額の} 80\%$
・・・超える額の分だけ基本手当は減額
- ③ $A \geq \text{賃金日額の} 80\%$ ・・・基本手当は受給不可

※ 「賃金日額」と「基本手当日額」は、それぞれ雇用保険受給資格者証（第1面）の14欄と19欄に記載されています。

（ご注意）上記1日当たりの額は平成30年8月現在です。毎年8月に変更される場合がありますので、詳細はハローワークにお問い合わせください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

休業中の方がボランティアをした場合について

【ボランティアに該当する場合】

休業事業所から作業を依頼された場合でも、有償・無償を問わず、次のような「ボランティア」に該当する場合は、失業給付の基本手当が受給できます。

- ①作業依頼を拒否することができること
- ②作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること
- ③有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること

【有償ボランティアの場合】

交通費等の「実費弁償」は「少額の謝礼」に含まれず、支払われたとしても基本手当は減額されません。

「少額の謝礼」が支払われた場合の取扱は次のとおりです。

1 1日1, 287円(1,294円)までの場合

1日1, 287円までの謝礼であれば、基本手当は全額受給できます。

2 1日1, 288円(1,295円)以上の場合

ボランティアの謝礼－1, 287円・・・A

- ① $A + \text{基本手当日額} \leq \text{賃金日額の} 80\%$
・・・基本手当は全額受給可能
- ② $A + \text{基本手当日額} > \text{賃金日額の} 80\%$
・・・超える額の分だけ基本手当は減額
- ③ $A \geq \text{賃金日額の} 80\%$ ・・・基本手当は受給不可

※ 「賃金日額」と「基本手当日額」は、それぞれ雇用保険受給資格者証（第1面）の14欄と19欄に記載されています。

(ご注意) 上記1日当たりの額は平成30年7月現在です。平成30年8月1日以降は、()の金額となります。詳細はハローワークにお問い合わせください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

雇用保険被保険者

資格喪失届
氏名変更届標準
字体

0123456789

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

【記載について】

赤字のとおり記載していただき、
黒枠で囲んでいる部分を記載してください。

1. 個人番号

余白に朱書きで「休業」
と記載してください。

2. 被保険者番号

3401-654321-7

3. 事業所番号

3401-123456-0

4. 資格取得年月日

4-270401 (3 昭和
4 平成)

5. 離職等年月日

4-300713

6. 喪失原因

4 (1 離職以外の理由
2 3以外の離職
3 事業主の都合による離職)

7. 離職票交付希望

1 (1 有
2 無)

8. 1週間の所定労働時間

3500

9. 補充採用予定の有無

☐休業を開始した日の前日
を記載してください。休業の場合は「4」を
記載してください。

10. 新氏名

フリガナ (カタカナ)

※ 記載欄
公共職業安定所

11. 喪失時被保険者種類

3 (3 季節)

12. 国籍・地域コード

 (17欄に対応
するコードを
記入)

13. 在留資格コード

 (18欄に対応
するコードを
記入)

14. 被保険者氏名 (ローマ字) または新氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名 (ローマ字) または新氏名 (ローマ字) (続き)

15. 在留期間

 まで16. 派遣・請負
就労区分1 (1 派遣・請負労働者として
主として当該事業所以外
で就労していた場合
2 1に該当しない場合)

17. 国籍・地域

18. 在留資格

19. (フリガナ)

テキョウ ユウコ

20. 性別

男・女

21. 生 年 月 日

60 年 1 月 23 日22. 被保険者の
住所又は居所

広島市中区上八丁堀 8-2

23. 事業所名称

株式会社ハローワーク

24. 平成

氏名変更年月日 年 月 日25. 被保険者で
なくなった原因

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 30 年 7 月 17 日

住 所 広島市中区八丁堀 5-7

事業主

氏 名 株式会社ハローワーク
代表取締役 厚労太郎記名押印又は署名
印

電話番号 082-502-7831

公共職業安定所長 殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

安定所	備考欄

※ 所長	次長	課長	係長	係	操作者

確認通知年月日
平成 年 月 日

雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）休業

① 被保険者番号	3401-654321-7	③ フリガナ	テキヨウ ユウコ	④ 離職年月日	平成30年7月13日
② 事業所番号	3401-123456-0	離職者氏名	適用 優子	年	月
⑤ 名称	株式会社 ハローワーク	⑥ 離職者の住所又は居所	〒730-8513 広島市中区エーパ丁堀8-2	電話番号	(082) 223-8609
事業所所在地	広島市中区ハ丁堀5-7	電話番号	082-502-7831	この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。	※離職票交付 平成 年 月 日 (交付番号)
住所	広島市中区ハ丁堀5-7	事業主氏名	株式会社ハローワーク 代表取締役 厚谷太郎	⑧ 被保険者期間算定対象期間	
氏名	代表取締役 厚谷太郎	⑨ 短期雇用特例被保険者			
⑩ 離職の日以前の賃金支払状況等					
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ 短期雇用特例被保険者	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ 基礎日数	⑫ 賃金額	⑬ 備考
離職日の翌日	7月14日	賃金支払基礎日数	7月1日~離職日13日	⑫ 賃金額	
6月14日~離職日	離職月30日	7月1日~離職日	13日	100,000	5,000
5月14日~6月13日	月31日	6月1日~6月30日	30日	200,000	10,000
4月14日~5月13日	月30日	5月1日~5月31日	31日	200,000	10,000
3月14日~4月13日	月31日	4月1日~4月30日	30日	200,000	10,000
2月14日~3月13日	月28日	3月1日~3月31日	31日	200,000	10,000
1月14日~2月13日	月31日	2月1日~2月28日	28日	200,000	10,000
月 日~月 日	月 日	1月1日~1月31日	31日	200,000	10,000
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		
⑭ 賃金に関する特記事項	⑮ この証明書の記載内容(⑦欄を除く)は相違ないと認めます。 (記名押印又は自筆による署名) (離職者氏名)				

※公共職業安定所記載欄	⑮ 欄の記載	有・無
	⑯ 欄の記載	有・無
	資・聴	

本手続きは電子申請による申請も可能です。本手続きについて、電子申請により行う場合には、被保険者が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるものを本離職証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。

また、本手続きについて、社会保険労務士が電子申請による本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行・事務代理者の表示	氏名	電話番号

※	所長	次長	課長	係長	係

【記載について】
赤字のとおり記載していただき、
黒枠で囲んでいる部分を記載してください。

余白に朱書きで「休業」と記載してください。

【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記載してください。】		※離職区分
事業主記入欄	離職理由	
☐ 定年による離職（定年 歳） 定年後の継続雇用 { を希望していた（以下のaからcまでのいずれかを1つ選択してください） } a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当したため（解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して解雇した場合も含む。） b 平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったため c その他（具体的理由： 3 労働契約期間満了等によるもの ① 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当する・しない) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当する・しない) (定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職で ある・ない) (4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で ある・ない) →ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に一律に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日から定められていた・いなかった) ② 労働契約期間満了による離職 ① 下記②以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無 (更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) (直前の契約更新時に雇止め通知の 有・無) (当初の契約締結後に不更新条項の追加が ある・ない) 労働者から契約の更新又は延長 { を希望する旨の申出があった } { を希望しない旨の申出があった } の希望に関する申出はなかった ② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無 (更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) 労働者から契約の更新又は延長 { を希望する旨の申出があった } { を希望しない旨の申出があった } の希望に関する申出はなかった a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合（指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。） (aに該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の6に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。) ☐ (3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職 ☐ (4) 移籍出向 4 事業主からの働きかけによるもの ☐ (1) 解雇（重責解雇を除く。） ☐ (2) 重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇） ☐ (3) 希望退職の募集又は退職勧奨 ☐ ① 事業の縮小又は一部休業に伴う人員整理を行うためのもの ☐ ② その他（理由を具体的に) 5 労働者の判断によるもの ☐ (1) 職場における事情による離職 ☐ ① 労働条件に係る問題（賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したため ☐ ② 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動（故意の排斥、嫌がらせ等）を受けたと労働者が判断したため ☐ ③ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題（休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い）があったと労働者が判断したため ☐ ④ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 ☐ ⑤ 職種転換等に適應することが困難であったため（教育訓練の 有・無） ☐ ⑥ 事業所移転により通勤困難となった（なる）ため（旧(新)所在地： ☐ ⑦ その他（理由を具体的に) ☐ (2) 労働者の個人的な事情による離職（一身上の都合、転職希望等） ☐ 6 その他（1-5のいずれにも該当しない場合） (理由を具体的に) 具体的事情記載欄（事業主用）	1A 1B 2A 2B 2C 2D 2E 3A 3B 3C 3D 4D 5E	

⑮ 離職者本人の判断（○で囲むこと）	事業主が○を付けた離職理由に異議	有り・無し
記名押印又は自筆による署名（離職者氏名）		

〇〇公共職業安定所長 殿

雇用保険の特例給付（休業者に対する給付）について、従業員の受給手続きのために必要となる以下の事項に回答します。

1. 休業となった労働者数と労働者氏名（性別、年齢含む。年齢はおおよそ。）
（別紙に記入してください）。
2. 休業の開始日
3. 休業期間の見込み（見込みが立たない場合は「不明」と記載）
4. 休業に至った理由（災害により受けた影響を具体的に記載）
5. 休業期間中の賃金（休業手当を含む）支払の有無、休業期間中に就業させることの有無
（支払） 有 ・ 無 （就業） 有 ・ 無
6. 休業直前 6 か月間で見ても、1 か月あたり支払っていた賃金（手取りではなく、総支給額であって、ボーナスは含まない。1 か月あたりの平均額で可）
（労働者によって異なる場合は、可能な範囲内で詳細に記載）
7. 上記 6 の賃金形態（月給か日給かなど）とひと月あたりの勤務日数（11 日以上であれば、「11 日以上」と記載することで可。労働者によって異なる場合は、別紙に記載）
8. 本給付の受給のために必要となる休業の確認を受けることについて本人の意思の確認ができない理由

上記のとおり疎明します。

平成 30 年〇〇月〇〇日

事業所名称：

事業所所在地：

事業主住所：

事業主の連絡先電話番号（あれば記入）：

（フリガナ）

事業主氏名：

印（自筆による署名又は記名・押印）

（注）故意に虚偽の記載をした場合には、支給額の連帯返還や連帯納付を行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

休業者一覧

	休業者氏名(カタカナ)	性別	生年月日(年齢)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

〇〇公共職業安定所長 殿

雇用保険の特例給付（休業者に対する給付）の受給にあたって、以下の事項に回答します。

1. 休業となった事業所名と事業所所在地（所在地は可能な範囲まで記載可）
2. 休業の開始日
3. 休業となった事業所での勤続年月
4. 休業開始日から本日までの賃金（休業手当を含む）支払の有無及び就業の有無
（支払） 有 ・ 無 （就業） 有 ・ 無
5. 休業直前 6 か月間で見ても、1 か月あたりもらっていた賃金（手取りではなく、総支給額であって、ボーナスは含まない。1 か月あたりの平均額で可。）
6. 休業直前 6 か月間の賃金形態（月給か日給かなど）とひと月あたりの働いた日数（11 日以上であれば、「11 日以上」と記載することで可。）
7. 本人名義の払渡希望金融機関名称、預金（貯金）通帳の記号（口座）番号（なければ後日でも可。）

上記のとおり疎明します。

平成 30 年〇〇月〇〇日

住所：

連絡先電話番号（あれば記入）：

生年月日：

性別：
（フリガナ）

氏名： 印（自筆による署名又は記名・押印）

（注）故意に虚偽の記載をした場合には、支給額の連帯返還や連帯納付を行っていただくことになりますので、ご注意ください。

休業されている事業主の方へ

平成 30 年 7 月豪雨等に伴う雇用保険の特例措置について

平成 30 年 7 月豪雨等に伴い、事業所が災害を直接の原因として休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

※労働者が雇用されている事業所は被災地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が被災地域内の場合も対象になります。

手続きの流れ

- ① 雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書（労働者が離職していない場合は、その余白に「休業」と表示）に内容を記載（ただし、労働者が離職していない場合は、離職理由は記載不要のため斜線を引いてください）のうえ管轄のハローワーク提出

（賃金台帳等を確認させていただく場合があります）

※管轄のハローワークに提出できない場合（本社等が提出する場合）、別のハローワーク

（本社等の管轄のハローワーク）に提出ができます。

なお、迅速な支給のため、可能な限り早期ご提出にご協力をお願いします。

- ② ハローワークから休業票又は離職票を受け取り、休業又は一時離職した労働者へ送付（労働者の方へ送付できない場合は、ハローワークへご相談ください）
- ③ 労働者が休業票又は離職票および本人確認書類を持ってハローワークへ来所し受給手続（事業所が被災等により書類の提出が困難な場合、労働者が身分証明書や賃金額が確認できる書類を持ってハローワークへ来所してください。書類のない場合はハローワークへご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

この特例措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、休業又は一時離職（以下「休業等」）が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等の前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、休業されていた労働者の方が再び就業することになった場合、またはこの特例の実施期限（平成 31 年 5 月 19 日）が到来した場合には、改めて「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

- 労働者に休業手当を支払い、雇用の維持を図る事業主は、雇用調整助成金が受給できる場合があります。

※詳細な内容は、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。



都道府県労働局・ハローワーク